

(4) 事件別概要

昭和45年（不）第9～11号併合事件

S 45. 11. 4 受付
繰 越

申立人 (個人申立)
高知県立A高等学校 用務員M
高知県立B高等学校 調理員N
高知県立C高等学校 守衛O

被申立人 Y

請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和44年11月5日に申立人に対し、「昭和44年7月10日、X組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかった。このことは、地方公務員法第32条、第35条及び地方公営企業労働関係法第11条に違反する。」として、懲戒（減給）処分を行った。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人が加入するX₁組合の上部組織であるX₂組合及びX組合がなした昭和44年度人事院勧告の早期獲得と完全実施を目的とした統一行動に参加したものであって、申立人の行為もまた正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

審査経過

昭和45年11月12日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま令和3年度に繰り越した。

昭和46年（不）第1号事件

S 46. 1. 21受付
繰 越

申立人 (個人申立)
高知県立A高等学校 用務員M

被申立人 Y

請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和45年1月22日に申立人に対し、「昭和44年11月13日、X組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかった。このことは、地方公務員法第32条、第35条及び地方公営企業労働関係法第11条に違反する。」として、懲戒（減給）処分を行った。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人が加入するX₁組合の上部組織であるX₂組合及びX組合がなした昭和44年度人事院勧告の完全実施を目的とした統一行動に参加したものであって、正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

審査経過

昭和46年1月26日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま令和3年度に繰り越した。

昭和51年（不）第1～10号併合事件

S 51. 2. 25受付
繰 越

申立人 (個人申立)

高知県立A高等学校	用務員M
高知県立B高等学校	守衛N
高知県立C高等学校	技能員O
高知県立D高等学校	用務員P
高知県立E高等学校	技能員Q
高知県立F高等学校	技能員R
高知県立G高等学校	守衛S
高知県立H高等学校	技能員T
高知県立I高等学校	技師U
高知県立J高等学校	守衛V

被申立人 Y

請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和50年2月27日に申立人に対し、「昭和49年4月11日、13日及び同年5月23日にX組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかった。」として、戒告処分をした。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人らが加入するX₁組合の上部組織であるX₂組合及びX組合が正当な組合活動として取り組んだ賃上げ等を要求する統一行動に参加したものであって、申立人の行為もまた正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

審査経過

昭和51年2月27日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま令和3年度に繰り越した。

令和2年（不）第1号事件

R 2. 7. 17受付
新 規

申立人 X組合

被申立人 Y法人

請求する救済の内容

- 1 団交の応諾
- 2 謝罪文の手交等
- 3 慰謝料の支払

申立人主張の要旨

申立人が、被申立人の提案を受け、とりあえず文書による主張の交換を行う旨を回答したが、その後、被申立人が申立人を介さず直接組合員に文書を送付したため、文書による主張の交換は団体交渉ではないと指摘して、直接会って話し合うことを要求してきた。しかし、被申立人は、「文書による団体交渉」は双方合意の上継続していると根拠もなく主張し、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されたにもかかわらず、意図的に新型コロナウイルス感染症対策を理由として対面方式による団体交渉を拒否している。

このような被申立人の対応は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

被申立人主張の要旨

上記主張に対し、被申立人は、次のとおり主張し、請求の棄却を求めた。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策のため、3密の状況を作らない方法を提案し、申立人同意の上で文書による主張の交換を行ってきたものである。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の地球規模のパンデミックの状況と、被申立人が運営しているB1病院と同様の日本国内のB2科病院での院内感染発生状況は、「文書による団体交渉」が許されるべき特段の事情に当たり、被申立人の対応は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為には該当しない。

審査経過

令和2年9月14日 第1回調査
11月6日 第2回調査
12月13日 第1回審問
令和3年1月27日 第3回調査（結審）
3月29日 命令書決定（第532回公益委員会議）
当事者への命令書の交付を令和3年度に繰り越した。